



宮崎労働局発表
平成 29 年 7 月 27 日(木)

【照会先】

宮崎労働局 雇用環境・均等室
室 長 桑原 光照
監 理 官 上田 徹也
室 長 補 佐 谷宮 俊実
(電 話) 0985(38)8821

「ハラスメントの防止対策」及び「改正育児・介護休業法」 に関する説明会を県内 4 か所で実施します。

～「全国ハラスメント撲滅キャラバン」事業～

- 1 平成 29 年 1 月に「育児・介護休業法」及び「男女雇用機会均等法」が改正され、妊娠・出産等に関するハラスメント防止措置が事業主に新たに義務づけられています。

一方で平成 28 年度に宮崎労働局に寄せられた総合労働相談の内容別に分析すると、ハラスメントに関する相談は全体の 1 割を占めており、特にパワーハラスメントに関する相談件数は 5 年連続でトップの状況が続いています。(「別添資料 1」) 参照

宮崎労働局(局長 吉田研一)では、ハラスメント防止の理解促進等を目的に「全国ハラスメント撲滅キャラバン」として集中的広報を行うとともに、以下の事業を実施します。

① 説明会の実施(「別添資料 2」参照)

事業主・人事労務担当者や労働者等が、ハラスメント防止の必要性及び法令に基づき必要となる取組について理解を深めるため、県内 4 か所で説明会を実施します

地 区	日 付	時 間	場 所
宮 崎	9 月 12 日(火)	14 時 00 分	宮崎市民プラザ
延 岡	9 月 6 日(水)	13 時 30 分	延岡総合文化センター
都 城	9 月 8 日(金)	13 時 30 分	ホテル中山荘
日 南	9 月 4 日(月)	13 時 30 分	日南公共職業安定所

② 特別相談窓口の設置(「別添資料 3」参照)

平成 29 年 7 月 3 日から平成 29 年 12 月 28 日まで妊娠・出産等に関するハラスメント、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント等に関する相談窓口を設置します。

- 2 平成 29 年 10 月に施行される「改正育児・介護休業法」に関する説明会を上記 1 ①と同時に開催いたします。(「別添資料 4」参照)

添付資料 1 平成 28 年度総合労働相談並びに個別労働紛争解決制度及び均等 3 法の施行状況について

添付資料 2 職場におけるハラスメントの防止対策等に関する説明会のご案内

添付資料 3 ハラスメント対応特別相談窓口を開設します！

添付資料 4 保育園などに入れない場合 2 歳まで育児休業が取れるようになります！



Press Release

宮崎労働局発表
平成 29 年 6 月 30 日(金)

【照会先】

宮崎労働局 雇用環境・均等室
室 長 桑原 光照
監 理 官 上田 徹也
室 長 補 佐 谷宮 俊実
(電 話) 0985(38)8821

平成 28 年 度

総合労働相談並びに個別労働紛争解決制度及び均等3法の施行状況について ～「いじめ・嫌がらせ」に関する相談が5年連続トップ～

宮崎労働局（局長 元木 賀子）は、平成28年度における総合労働相談の状況等を別添のとおりとりまとめました。

なお、当局では、平成28年度から組織見直しにより「雇用環境・均等室」が設置され、これまで、県内5か所の「総合労働相談コーナー」で対応していた民事上の個別労働紛争に関する相談及び「雇用均等室」で対応していた均等3法（注）に関する相談を総合労働相談として一体的に対応しています。

- 平成28年度における総合労働相談件数は、9,877件で前年度から11.8%増加。
- ハラスメントに関する相談は、合計997件。
- 民事上の個別労働紛争に関する相談は「いじめ・嫌がらせ」に関するものが、5年連続トップ。
- 平成28年度の均等3法に関する相談は「育児・介護休業法」関連が前年比2.6倍

- 資料1 平成 28 年度個別労働紛争解決制度の運用状況
- 資料2 平成 28 年度男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法に関する施行状況
- 資料3 リフレット「宮崎労働局雇用環境・均等室においてハラスメント対応特別相談窓口を開設」
- 資料4 パンフレット「職場のトラブル解決サポートします」
- 資料5 パンフレット「職場のトラブルで悩んでいませんか？」

（注）均等3法：ここでは、「男女雇用機会均等法」、「育児・介護休業法」、「パートタイム労働法」のことを言います。

宮崎労働局における総合労働相談の状況

(1) 総合労働相談件数の推移<図Ⅰ>

- 平成 28 年度の総合労働相談 9,877 件で前年度から、11.8%増加している。
- 民事上の個別労働紛争に関する相談は、2,510 件であり、ここ 10 年で最も多い。
- 均等 3 法に関する相談は、前年度から 444 件増加。

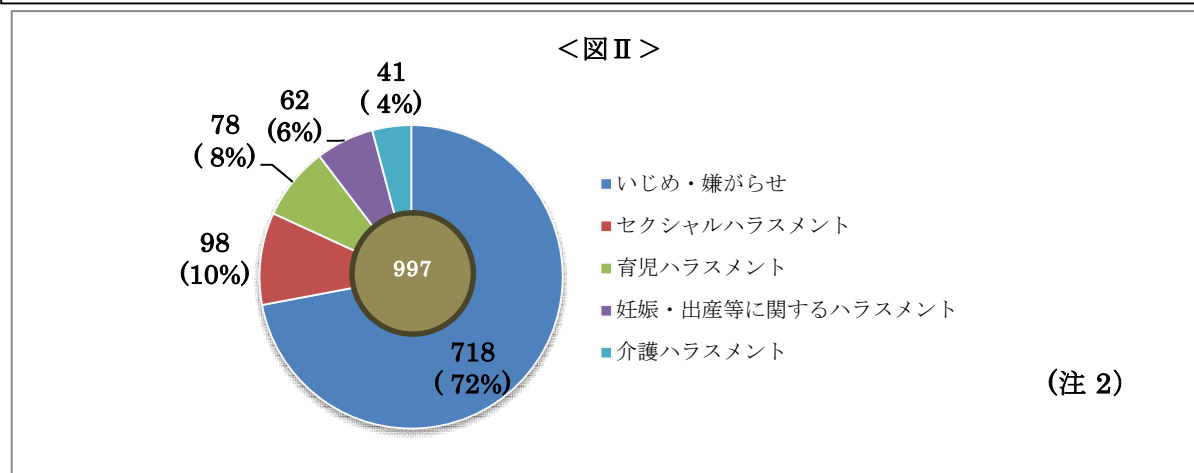


(2) 総合労働相談の内容／ハラスメント関係<図Ⅱ>

➤上記相談件数のうち、ハラスメントに係る相談件数は、以下のとおりであり、合計すると 997 件で、相談件数の約 1 割を占める。

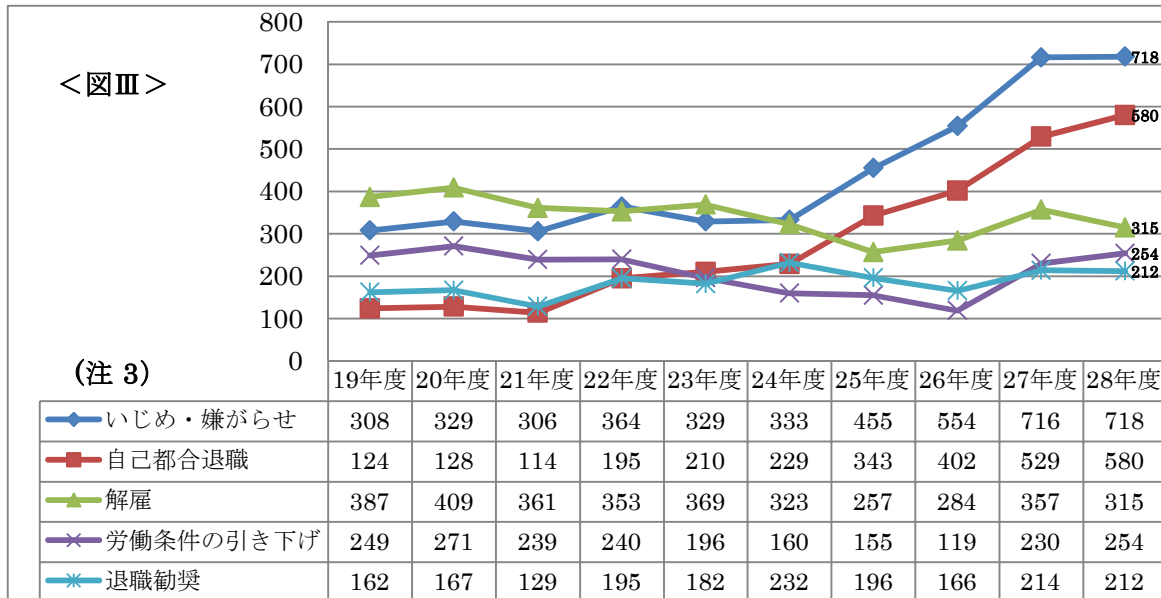
- ① いじめ・嫌がらせ 718 件
- ② セクシャルハラスメント 98 件
- ③ 育児ハラスメント 78 件
- ④ 妊娠・出産等ハラスメント 62 件
- ⑤ 介護ハラスメント 41 件

➤宮崎労働局では、職場でのあらゆるハラスメントに対応した特別相談窓口を開設します。(開設期間平成 29 年 7 月～12 月) <資料 3 参照>



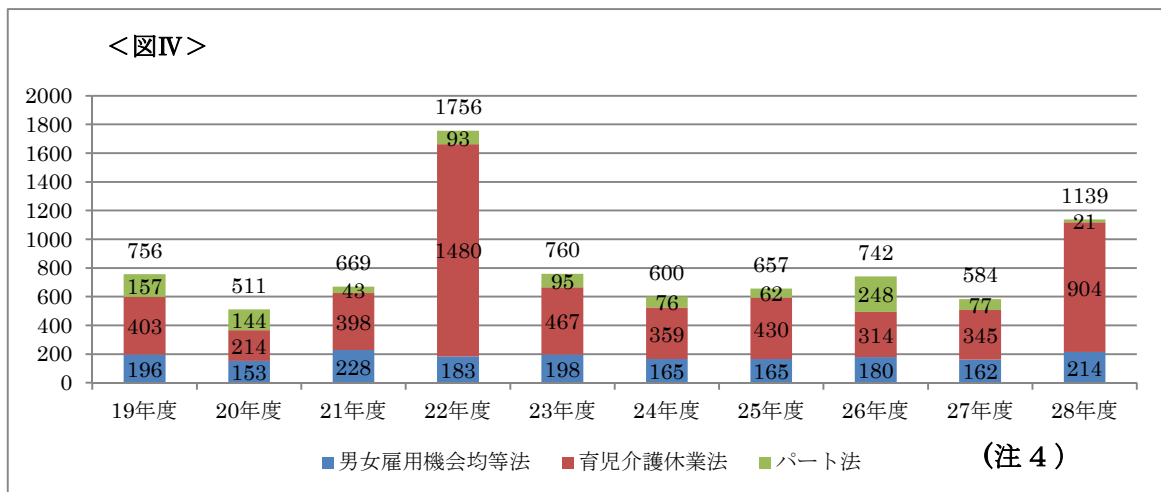
（３）民事上の個別労働紛争／主要相談内容別内訳＜図Ⅱ＞

- 相談内容別では、「いじめ・嫌がらせ」に関するものが５年連続トップ。
- 次いで、４年連続で「自己退職」となっている。



（４）均等３法の相談／法別＜図Ⅲ＞

- 均等３法に関する相談はここ 10 年で 2 番目に多い 1,139 件であった。
- 法改正により育児介護休業法に関する相談が前年の 2.6 倍となった。



（注 1）平成 28 年 4 月の組織見直しにより、相談件数の計上方法が変更になったことから、平成 27 年度以前とは単純比較できない。また、平成 27 年度以前の均等 3 法に関する相談は総合労働相談の件数に含まれていない。

（注 2）「育児ハラスメント」、「妊娠・出産等ハラスメント」、「介護ハラスメント」に関する相談件数には、「妊娠・出産、育児休業・介護休業等を理由とする解雇、退職強要、雇用形態の変更等不利益取扱いに関する相談」と「上司、同僚などによる職場環境を害する行為（平成 29 年 1 月 1 日改正男女雇用機会均等法、改正育児・介護休業法による措置）に関する相談」として寄せられたものを合算しています。

（注 3）1 回の相談において複数の内容にまたがる相談が行われた場合には、複数の相談内容を件数として計上している。また、主要相談内容以外に、雇い止め、出向・配置転換、雇用管理、募集・採用、その他に関する相談も含まれるため、合計数は図Ⅰに一致しない。

（注 4）平成 28 年 4 月の組織見直しにより、相談件数の計上方法が変更になったことから、平成 27 年度以前とは単純比較できない。

参加費
無料!

職場におけるハラスメントの防止対策等に関する説明会のご案内

事業主のみなさまが、法律に沿った適切な雇用管理及びくるみん認定など環境等の整備ができるよう下記のとおり、県下4か所でハラスメント防止対策等に関する説明会を実施しますので、是非ご参加下さい。

◇説明会の内容◇

内 容 (約 90 分)	>職場におけるハラスメント撲滅に向けた具体的取組について >改正育児介護休業法(H29 年 10 月 1 日施行)及びくるみん・プラチナくるみん認定制度の改正について >無期転換ルール(申込権発生(H30 年 4 月 1 日から))・同一労働同一賃金がドライン案について >各種助成金について(仕事と育児・介護、女性の活躍促進、勤務時間インターバル導入等)
-----------------	---

◇日時・場所◇ ※宮崎会場のみ開始時刻が14:00~になっていますので、ご注意ください。

日 時	宮崎会場 (定員 300 名)	日 時	延岡会場 (定員 150 名)
	平成 29 年 9 月 12 日 14 時 00 分～		平成 29 年 9 月 6 日 13 時 30 分～
場 所	宮崎市民プラザ オブライイトホール <宮崎市橋通西 1 丁目 1-1-2>  注 1		延岡総合文化センター 小ホール <延岡市東浜砂町 611-2> 
日 時	都城会場 (定員 150 名)	日 時	日南会場 (定員 30 名)
	平成 29 年 9 月 8 日 13 時 30 分～		平成 29 年 9 月 4 日 13 時 30 分～
場 所	ホテル中山壮 サファイアの間に <都城市松元町 3 街区 20 番地> 		日南公共職業安定所 2 階会議室 <日南市吾田西 1 丁目 7 番 23 号> 

(注 1) 駐車場に限りがありますので、できる限り、公共交通機関をご利用下さい。また、駐車場の利用につきましては、宮崎市民プラザのホームページでご確認下さい。(2 時間を超えると有料)

◇対象者◇

県内企業の事業主・人事労務管理者等

◇申込み方法◇

裏面の「参加状況確認票」を宮崎労働局雇用環境・均等室あて 8 月 18 日までに FAX して下さい。また、参加いただけない場合につきましても、裏面のアンケートの提出に、ご協力下さい。

◇問い合わせ先◇

宮崎労働局 雇用環境・均等室 ☎ 0985-38-8821 FAX 0985-38-8831

なお、各会場とも定員になり次第締め切らせていただきます。



※該当する項目に☑をして、FAXにてご提出下さい。

参加状況確認票

《職場におけるハラスメントの防止対策等に関する説明会》

1 参加不参加をご回答下さい。

☐ 参加

☐ 不参加

会場を選択し
て下さい

※宮崎会場のみ14:00～の開始になっていますのでご注意ください。

☐ 宮崎会場【9月12日(火)14:00～】

☐ 延岡会場【9月6日(水)13:30～】

☐ 都城会場【9月8日(金)13:30～】

☐ 日南会場【9月4日(月)13:30～】

参加人数を記
入して下さい

人

2 事業場名等を記入して下さい。

- ①事業場名 _____
- ②住 所 _____
- ③電話番号 _____
- ④担当者名 _____
- ⑤企業全体労働者数 _____人 ⑥業 種 _____

----- 以下のアンケートにご協力下さい。 -----

1 貴事業場で【働き方改革】に関連し、実施している取組等がありましたらご回答下さい。

- | | |
|---------------------------------------|--------------------------------------|
| ☐ ノー残業デイの設定 | ☐ プレミアムフライデー |
| ☐ 年次有給休暇の計画的付与 | ☐ テレワーク |
| ☐ フレックスタイムの導入 | ☐ 勤務間インターバル制度 |
| ☐ ゆう活(朝型勤務) | ☐ その他() |

2 労働局が実施している次の施策についての認識度をご回答下さい(担当者レベルで結構です。)

①次世代育成支援対策推進法に基づく認定制度【くるみん】を知っていますか。

☐ 知っている ☐ 名称だけ知っている ☐ 知らない

②女性活躍推進法に基づく認定制度【えるぼし】を知っていますか。

☐ 知っている ☐ 名称だけ知っている ☐ 知らない

③認定取得に向けた説明を希望しますか。

☐ くるみんを希望 ☐ えるぼしを希望 ☐ 希望しない

④【同一労働同一賃金ガイドライン案】のことを知っていますか。

☐ 知っている ☐ 名称だけ知っている ☐ 知らない

⑤有期労働者の【無期転換ルール】のことを知っていますか。

☐ 知っている ☐ 名称だけ知っている ☐ 知らない

⑥【配偶者手当のあり方検討会報告】のことを知っていますか。

☐ 知っている ☐ 名称だけ知っている ☐ 知らない

⑦H29年10月から【改正される育児・介護休業法】のことを知っていますか。

☐ 知っている ☐ 聞いたことはある ☐ 知らない



【プラチナくるみん】



【えるぼし】

宮崎労働局 雇用環境・均等室において

ハラスメント対応特別相談窓口を開設します！

開設期間：平成29年7月3日（月）～平成29年12月28日（火）

働く人も、企業の担当者も、ご相談ください！

たとえば・・・

働く人

企業の担当者

上司に妊娠を報告したら
「他の人を雇うので早めに
辞めてもらうしかない」と
言われた。

育児短時間勤務をしていたら
同僚から
「あなたが早く帰るせいで、
まわりは迷惑している。」
と何度も言われ、精神的に非
常に苦痛を感じている。



妊娠・出産・育児休業等に関
するハラスメントの相談
を受けたが、会社として
どうすればよいのだろう。

妊娠・出産・育児休業・介護
休業等に関するハラスメント
の防止措置は、会社としてな
にをすればよいのだろう。

上司・同僚からの妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関する ハラスメントの防止措置について

近年、上司・同僚からの妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントが問題となっています。

このため、平成29年1月1日から、上司・同僚からの妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントを防止する措置が事業主に義務付けられました。詳細については、厚生労働省ホームページをご覧ください。

厚生労働省ホームページ＞政策について＞分野別の政策一覧＞雇用・労働＞雇用均等＞雇用における男女の均等な機会と待遇の確保のために

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/danjokintou/index.html

○妊娠・出産をしながら働く女性のためのさまざまな制度があります
(母子健康手帳でも紹介されていますのでぜひ読んでみてください)

○育児や介護のためのさまざまな制度は、男性も取得することができます

制度について知りたい場合も、ご相談ください。

このほか・・・

働く人

◆ 妊娠を報告したら、事業主から「退職してもらう」と言われました。

働く人

企業の担当者

◆ 非正規の社員も、産休・育休を取れるのでしょうか？

企業の担当者

◆ 会社として、妊娠等した労働者に、このような取扱いをしたら、均等法などに違反しますか？

・・・などのご相談にも対応します。

**妊娠・出産・育児休業・介護休業などを
理由とする解雇などの不利益な取扱いは法律で禁止^{*}されています。**

相談して
ください！

都道府県労働局があなたのお力になります！

匿名でも大丈夫 プライバシーは厳守します。

まずは相談してください！！ 相談は無料です！



Q. どのような相談ができますか？

A. 上司・同僚からの妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントや妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする解雇等の不利益取扱いについてご相談いただけます。そのほか、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメントについてもご相談いただけます。

Q. 女性しか相談できませんか？

A. 男性もご相談いただけます。また、労働者、事業主どちらからのご相談も受け付けます。

Q. 妊娠したら退職を強要されました。相談したら、労働局ではなにをするのですか？

A. 相談者のご希望や状況を踏まえ、会社に事実確認を行い、その状況に応じて会社に働きかけを行います。相談者の了解なしに、会社に相談者の情報を提供することはありません。会社との間に紛争が生じている場合は、労働局長による援助や調停会議による調停を行っています。

宮崎労働局 ハラスメント対応特別相談窓口

受付時間 8時30分～17時15分（閉庁時刻）

※時間をかけて、丁寧にご相談に対応しています。
できるだけお早めにお電話またはご来庁ください。

電話番号 0985-38-8821

住 所 宮崎市橘通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎 4 F

宮崎労働局の所在地

宮崎労働局



事業主のみなさん

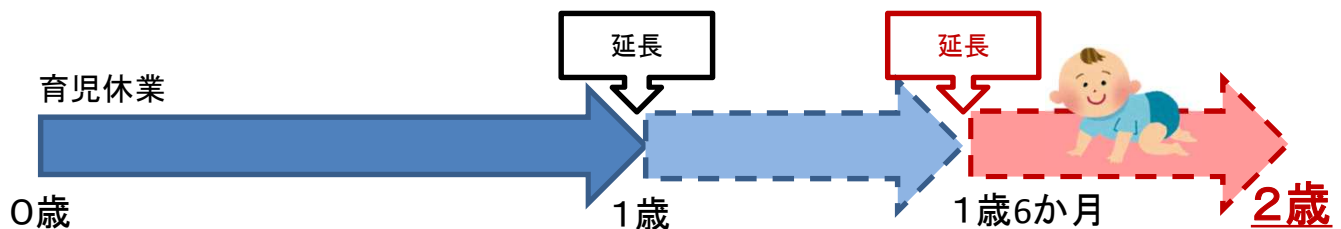
働くみなさん

保育園などに入れない場合 2歳まで育児休業が取れるようになります!

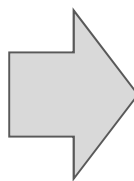
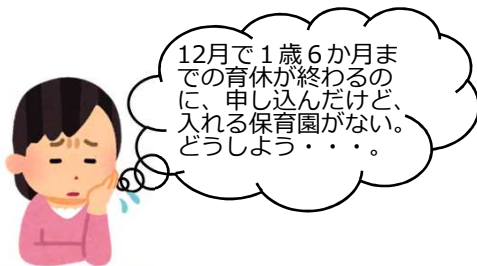
～ 平成29年10月1日から改正育児・介護休業法がスタートします ～

保育園などに入所できず、退職を余儀なくされる事態を防ぐため、**育児・介護休業法が変わります**。またさらに、育児をしながら働く男女労働者が、育児休業などを取得しやすい職場環境づくりを進めます。

改正内容①: 最長2歳まで育児休業の再延長が可能に



- 1歳6か月以後も、保育園等に入れないなどの場合には、会社に申し出ることにより、育児休業期間を最長2歳まで再延長できます。
- 育児休業給付金の給付期間も2歳までとなります。(詳細はハローワークまで)



比較的、保育園に入りやすい4月まで育休を取得できるようになるね。



改正内容②: 子どもが生まれる予定の方などに育児休業等の制度などをお知らせ

事業主は、働く方やその配偶者が妊娠・出産したこと等を知った場合に、その方に個別に育児休業等に関する制度(育児休業中・休業後の待遇や労働条件など)を知らせる努力義務が創設されます。

育児休業中はね・・・



厚生労働省

改正内容③: 育児目的休暇の導入を促進

未就学児を育てながら働く方が子育てしやすいよう、育児に関する目的で利用できる休暇制度を設ける努力義務が創設されます。

(育児目的休暇の例)

配偶者出産休暇、ファミリーフレンドリー休暇、子の行事参加のための休暇など



各制度の詳細な内容については、厚生労働省ホームページでご確認ください。

■厚生労働省ホームページ■

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html>

育児・介護休業法に関するお問い合わせは、 都道府県労働局雇用環境・均等部(室)へ

●北海道	011-709-2715	●東京	03-3512-1611	●滋賀	077-523-1190	●香川	087-811-8924
●青森	017-734-4211	●神奈川	045-211-7380	●京都	075-241-3212	●愛媛	089-935-5222
●岩手	019-604-3010	●新潟	025-288-3511	●大阪	06-6941-8940	●高知	088-885-6041
●宮城	022-299-8834	●富山	076-432-2740	●兵庫	078-367-0820	●福岡	092-411-4894
●秋田	018-862-6684	●石川	076-265-4429	●奈良	0742-32-0210	●佐賀	0952-32-7167
●山形	023-624-8228	●福井	0776-22-3947	●和歌山	073-488-1170	●長崎	095-801-0050
●福島	024-536-2777	●山梨	055-225-2851	●鳥取	0857-29-1709	●熊本	096-352-3865
●茨城	029-277-8295	●長野	026-223-0560	●島根	0852-31-1161	●大分	097-532-4025
●栃木	028-633-2795	●岐阜	058-245-1550	●岡山	086-225-2017	●宮崎	0985-38-8821
●群馬	027-896-4739	●静岡	054-252-5310	●広島	082-221-9247	●鹿児島	099-223-8239
●埼玉	048-600-6210	●愛知	052-219-5509	●山口	083-995-0390	●沖縄	098-868-4380
●千葉	043-221-2307	●三重	059-226-2318	●徳島	088-652-2718		

※育児休業給付金については、お近くのハローワークまでお問い合わせください。